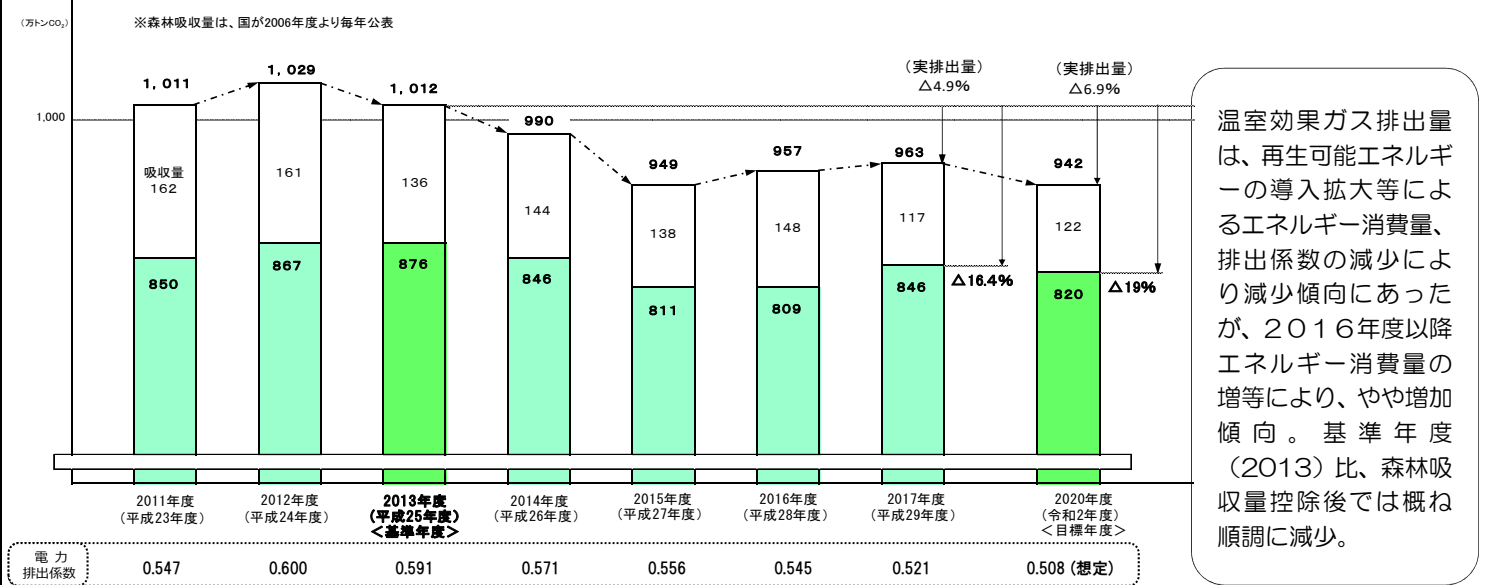


I 山形県地球温暖化対策実行計画【中間見直し版】の基本的事項

- 1 将来像**
持続的発展が可能な豊かで美しい山形県
- 2 計画の目的**
第3次山形県環境計画の基本目標である「地球温暖化を防止する低炭素社会の構築」、「再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化」の実現
- 3 計画の性格**
○「第3次山形県環境計画」の分野別計画
○地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に規定する地方公共団体実行計画(区域施策編)
- 4 計画の期間**
平成23年度～令和2年度(平成29年3月中間見直し)
- 5 温室効果ガス削減目標**
《短期目標》2020(R2)年度に基準年度比19%削減〔基準年度：2013(H25)年度〕
《中期目標》2030(R12)年度に基準年度比26%削減〔基準年度：同上〕
《長期目標》2050(R32)年度に基準年度比80%削減〔基準年度：同上〕

II 県内の温室効果ガスの排出状況及び主な施策の成果

1 県内の温室効果ガスの排出状況



2 主な施策の成果

1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築 ～省エネルギーの推進～

項目	計画改定時	直近値	目標値(R2)
エネルギー消費量	965百TJ	945百TJ	955百TJ
家庭のアクション参加世帯数	89,634世帯	178,849世帯	200,000世帯
事業所のアクション参加事業者数	(H29 制度内容変更)	74事業者	500事業者
エコドライブ講習受講者数	23,694人	36,990人	38,000人
次世代自動車普及率	11%	19%	20%
森林吸収源対策面積	43,467ha	54,714ha	60,500ha
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定市町村数	6市町	9市町	全市町村

2 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化

山形県エネルギー戦略策定後のエネルギー開発量	40.2万kW	53.6万kW	67.3万kW
木質バイオマスの供給量(未利用間伐材等)	34,294 t	127,750 t	104,000 t

III 国内外の情勢変化・国の動き等

- 1 国際的な動向**
○パリ協定やSDGsを契機に、環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視・選別して行うESG投資が拡大。ESG投資の拡大を背景に、国際企業における気候変動対策が加速化し、SBTやRE100などの国際イニシアチブへの参画が進んでいる。
○2020(令和2)年1月 「パリ協定」スタート
- 2 国の動向**
○2018(平成30)年12月 「気候変動適応法」施行
○2019(平成31)年4月 「森林環境譲与税」導入
○2019(令和元)年6月 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定(ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指す)
○2020(令和2)年3月 国連に「日本のNDC(国が決定する貢献)」を提出(中期目標据置。2050年にできるだけ近い時期に脱炭素社会)
- 3 他自治体の動向**
○「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する自治体が現れてきている。(94自治体 令和2年6月2日現在)
- 4 新型コロナウイルスの影響**
○新たな生活様式の普及定着が求められる中、地球温暖化との関連について環境配慮や行動変容等の観点から考察、対応を行う必要がある。

IV 新計画の概要及び施策の展開方向

- 1 計画の期間**
令和3年度～令和12年度
- 2 目指す将来の姿**
○脱炭素社会(二酸化炭素排出実質ゼロの社会)
○脱炭素社会に向けた県民の行動変容やSDGs経営の浸透により経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会
○県民が気候変動による影響に適応し安全・安心に暮らせる社会
- 3 施策の展開方向**
【(緩和策) 省エネ・再エネ・森林吸収源対策の一体的推進】
○家庭・事業所等の省エネ、再エネの導入による温室効果ガスの「排出削減対策」、森林整備等による二酸化炭素の「吸収源対策」を推進
・新たな生活様式と調和した環境配慮行動の普及等新たな県民運動により、県民意識やエンカル消費などライフスタイルの変革を促す。
・家庭・事業所・自動車分野の実効性ある対策(やまがた健康住宅の普及、エネルギー効率の高い機器等の導入、次世代自動車の普及啓発等)を推進する。
・やまがた緑環境税、森林環境譲与税等を活用した森林整備(計画的な間伐等)、森林ノミクス(木材利用、再造林等)を推進する。
・企業等における環境に配慮したSDGs経営を推進する。
・J-クレジットによるCO₂削減価値の見える化により、県民の環境保全活動の支援、SDGs普及等への活用を図る。
【(適応策) 気候変動の影響への適応策の推進】
・気候変動適応への各主体の意識・理解を醸成し、取組みを推進する。
・「地域気候変動適応センター」を設置し、各分野の気候変動関係情報の収集、県民への情報提供機能を構築する。
・防災教育(危機管理部門)と連携し、気候変動適応について県民への普及を図る。